

## 二宮町住宅リフォーム等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民が、町内で安心安全に暮らせるよう居住環境の向上を図るとともに、次の各号に掲げることを目的として補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 町内に所在する空き家等、良好な住宅ストックの流通を促すこと。
- (2) 町内への転入のきっかけとし、定住人口の増加を図ること。
- (3) 町内経済の活性化を図ること。
- (4) 高齢者の独居解消の一助とし、親子や三世代での同居又は近居を促すこと。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らが現に居住の用に供し、かつ、町内に存するものをいう。  
この場合において、マンションやアパート等の共同住宅は、個人専有部分のみとする。
- (2) 併用住宅 個人住宅部分、事務所、店舗その他これらに類する用途の部分が一体となったものをいう。
- (3) 空き家 二宮町空き家バンク事業実施要綱（平成28年1月26日施行）の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された居住用の一戸建て家屋をいう。
- (4) 登録者 空き家バンク登録台帳に登録した貸し主をいう。
- (5) 利用希望者 登録者と賃貸借契約を結んだ借り主をいう。
- (6) 親世帯 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯をいう。ただし、夫婦の場合、夫と妻のどちらかが65歳以上であれば親世帯とみなす。
- (7) 子世帯 親世帯の子又は孫（出生前であっても、出生予定であることが母子健康手帳等で確認でき、かつ、出生後に同居する予定である場合も含む。）によって構成される世帯をいう。
- (8) 同居 1年以上別々に居住していた親世帯と子世帯が、町内において同一の家屋で共に居住し、住民登録することをいう。ただし、子世帯の世帯員の兄弟姉妹等が既に親世帯と共に居住している場合は、除くものとする。

る。

(9) 近居 親世帯が町内に居住している状況において、町外に1年以上居住していた子世帯が、町内に居住し住民登録することをいう。ただし、子世帯の世帯員の兄弟姉妹等が既に親世帯と共に居住している場合又は町内に居住している場合は、除くものとする。

(10) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(11) リフォーム 住宅又は空き家の機能の維持及び向上のために行う別表第1に定める増築、改築、修繕、模様替え、設備改善等の改修工事で、建築基準法(昭和25年法律第201号)、その他関連法令に基づき適正に行われる工事であるものをいう。

(12) 取扱事業者 町内に事業所、営業所等を有する法人又は個人で、リフォームを施工する業者をいい、別に定める所定の手続きを行った業者をいう。

(補助の種類及び対象者等)

第3条 補助の種類は、次に定めるところによる。

補助の種類と内容	補助要件及び補助金の額等
(1) 住宅リフォーム補助 住宅をリフォームした者に交付する補助金	別表第2による
(2) 空き家リフォーム補助 空き家をリフォームした登録者又は利用希望者に交付する補助金	別表第3による
(3) 同居リフォーム補助 親世帯と子世帯の同居に伴い住宅をリフォームした者に交付する補助金	別表第4による
(4) 同居・近居に伴う住宅取得補助 親世帯と子世帯の同居・近居に伴い住宅を購入した者に交付する補助金	別表第5による
(5) 三世代同居補助 第3号又は前号の補助において、親、子、孫の三世代で同居した者に対し、加算して交付する補助金	申請日において、中学生以下の孫と共に三世代で同居する場合は、20万円を加算する。

2 前項に掲げる各補助は、同項の表中第3号、第4号及び第5号以外、併用することができないものとする。

3 併用住宅の場合は、個人住宅部分のみを対象とし、非住宅部分を有する場

合は、面積で案分し費用を算出するものとする。

(補助対象者の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外するものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)、申請者と同一世帯に属する者、申請者と同居又は近居する者及び空き家の入居者並びに同居者が二宮町暴力団排除条例(平成23年二宮町条例第21号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号、第4号又は第5号に規定する者と密接な関係を有する場合

(2) 過去に次のいずれかに掲げる補助を受けていた建物の申請者

(ア) 二宮町住宅リフォーム助成交付要綱(平成24年1月5日施行)による補助。ただし、第3条第1項第3号、第4号及び第5号の申請においては除外しないものとする。

(イ) 二宮町空き家バンク事業補助金交付要綱(平成28年1月26日施行)による補助

(ウ) 二宮町同居・近居推進事業補助金交付要綱(平成27年5月8日施行)による補助

(エ) この要綱による補助

(3) その他町長が適当でないと認めた場合

(交付申請)

第5条 申請者は、二宮町住宅リフォーム等補助金交付申請書(第1号様式)のほか、補助の種類に応じて別表第2から別表第5までに掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、その適否を決定し、二宮町住宅リフォーム等補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、必要に応じ、リフォームや住宅の状況について、現地確認を行うことができるものとし、申請者はそれに協力するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者は、二宮町住宅リフォーム等補助金交付請求書(第3号様式)により、速やかに町長に対し補助金の請求を行うものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、二宮町住宅リフォーム等補助金返還指示書（第4号様式）により補助金の全部又は一部の返還を指示するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
  - 3 前項の規定により返還指示を受けた者は、町長が定める期日までに全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 住宅リフォーム対象工事

No.	リフォーム内容	備考
1	既存住宅の増築及び改築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
2	浴室、台所、洗面室及び便所の改修工事	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外
3	給排水衛生設備工事	リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設宅外配管・配線工事も対象
4	給湯設備工事	
5	換気設備工事	
6	電気設備工事	
7	ガス設備工事	
8	オール電化住宅工事	
9	屋根のふき替え、塗装及び防水工事	軒天井、破風板及び鼻隠しを含む
10	外壁の張り替え及び塗装工事	
11	部屋の間仕切りの変更工事	
12	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	ガラス及びサッシのみの交換は対象外
13	床材、内壁材及び天井材の張り替え、塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房（ガス・電気式）工事は対象 内装工事に伴う室内カーテン・ブラインドの取り替え及び新設は対象（単独は対象外）
14	ふすま紙及び障子紙の張り替え並びに畳の取替え	表替え及び裏返しも含む
15	雨どい等の取り替え及び修理	
16	建具及び開口部の取り替え及び新設工事	手動・電動シャッターは対象 建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸及び防犯フィルムの取り替え及び新設は対象（単独は対象外）
17	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
18	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
19	耐震改修工事	屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等
20	防音工事	防音天井、防音壁及び防音サッシの改修等
21	太陽光発電システム設置工事	太陽熱高度利用設備の設置工事は対象外

対  
象

	No.	リフォーム内容	備考
一部対象	1	住宅の解体工事	リフォームに伴う部分の解体であれば対象（単独は対象外）
	2	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	二宮町等で実施している他の補助金を利用している部分は対象外（利用していない部分は対象）

	No.	リフォーム内容	備考
対象外	1	新築工事	敷地内、別棟の増築も対象外
	2	車庫、物置、倉庫等の工事	
	3	店舗、工場、事務所のリフォーム	
	4	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	5	植樹、剪定等の植栽工事	
	6	下水道、合併処理浄化槽工事	
	7	雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事	
	8	太陽熱高度利用設備の設備工事	
	9	防犯ライト・カメラの設置工事	
	10	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	
	11	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	天井埋め込み形の照明器具等も対象外
	12	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も対象外
	13	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬品散布・塗布	
	14	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	15	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	

別表第2 住宅リフォーム補助

補助要件	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 申請者は、住宅の所有者でかつ、その住宅に住民登録をしている者であること。 (2) 申請者に町税等の滞納がないこと。 (3) 新築住宅に対する固定資産税の減額措置等の対象とならない住宅のリフォームであること。 (4) 国、県又は町の他の制度による補助、助成等の対象となるリフォームでないこと。
リフォームの内容	別表第1のとおり
補助金額	消費税及び地方消費税の額を除く、リフォームに要した費用が20万円以上のものに対し、5万円とする。
対象経費	平成30年4月1日以降でかつ、申請日より過去1年以内に完了した住宅のリフォームに要した経費。
施工業者	別に定める二宮町内の取扱事業者による施工であること。
交付申請	1 申請時期 当該年度において、広報等による告知で募集を開始した日から12月末日の開庁日までに申請すること。 2 添付書類 (1) 工事請負契約書の写し(リフォームに要した費用の内訳がわかるもの) (2) リフォームに要した費用の支払いを証する領収書の写し (3) リフォーム施工前の写真(日付を入れること) (4) リフォーム施工後の写真(日付を入れること) (5) 当該家屋の全体の写真(日付を入れること) (6) 建築確認申請が必要なリフォームの場合、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し (7) その他町長が必要と認める書類

別表第3 空き家リフォーム補助

補助要件	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 申請者は、登録者又は申請する空き家に住民登録をしている利用希望者であること。 (2) 申請者が、利用希望者の場合、最初の賃貸借契約日から1年以内であること。 (3) 申請者世帯の全員に町税等の滞納がないこと。 (4) 新築住宅に対する固定資産税の減額措置等の対象とならない住宅のリフォームであること。 (5) 国、県又は町の他の制度による補助、助成等の対象となるリフォームでないこと。 (6) 補助金の交付を受けた日から5年以上町内に居住する見込みがあること。
リフォームの内容	別表第1のとおり
補助金額	消費税及び地方消費税の額を除く、リフォームに要した費用が20万円以上のものに対し、10万円とする。
対象経費	平成30年4月1日以降でかつ、申請日より過去1年以内に完了した空き家のリフォームに要した経費。
施工業者	別に定める二宮町内の取扱事業者による施工であること。
交付申請	1 申請時期 当該年度において、広報等による告知で募集を開始した日から12月末日の開庁日までに申請すること。 2 添付書類 (1) 工事請負契約書の写し(リフォームに要した費用の内訳がわかるもの) (2) リフォームに要した費用の支払いを証する領収書の写し (3) 申請者が利用希望者の場合、賃貸借契約書の写し (4) 申請者が利用希望者の場合、空き家リフォームの承諾についてのお願い(第5号様式) (5) リフォーム施工前の写真(日付を入れること) (6) リフォーム施工後の写真(日付を入れること) (7) 当該家屋の全体の写真(日付を入れること) (8) 建築確認申請が必要なリフォームの場合、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し (9) その他町長が必要と認める書類



別表第4 同居リフォーム補助

補助要件	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 申請者は、親世帯と子世帯の同居に伴い、リフォームを実施した住宅の所有者であること。</p> <p>(2) 申請日より過去1年以内に、親世帯及び子世帯が当該住宅に同居を開始していること。</p> <p>(3) 申請に係る親世帯、子世帯の全員に町税等の滞納がないこと。</p> <p>(4) 新築住宅に対する固定資産税の減額措置等の対象とならない住宅のリフォームであること。</p> <p>(5) 国、県又は町の他の制度による補助、助成等の対象となるリフォームでないこと。</p> <p>(6) 補助金の交付を受けた日から5年以上町内に居住する見込みがあること。</p>
リフォームの内容	別表第1のとおり
補助金額	消費税及び地方消費税の額を除く、リフォームに要した費用が40万円以上のものに対し、20万円とする。
対象経費	平成30年4月1日以降でかつ、申請日より過去1年以内に完了した住宅のリフォームに要した経費。
施工業者	別に定める二宮町内の取扱事業者による施工であること。
交付申請	<p>1 申請時期 当該年度において、広報等による告知で募集を開始した日から12月末日の開庁日までに申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 工事請負契約書の写し（リフォームに要した費用の内訳がわかるもの）</p> <p>(2) リフォームに要した費用の支払いを証する領収書の写し</p> <p>(3) リフォーム施工前の写真（日付を入れること）</p> <p>(4) リフォーム施工後の写真（日付を入れること）</p> <p>(5) 当該家屋の全体の写真（日付を入れること）</p> <p>(6) 戸籍謄本等、親子関係が証明できる書類</p> <p>(7) 建築確認申請が必要なリフォームの場合、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し</p> <p>(8) その他町長が必要と認める書類</p>

別表第5 同居・近居に伴う住宅取得補助

補助要件	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 申請者は、親世帯、子世帯との同居又は近居に伴い取得した住宅の所有者であること。(新築、建替え、売買により取得した住宅であり、相続、贈与による取得でないこと)</p> <p>(2) 住宅の取得後から申請日までに、当該住宅において親世帯及び子世帯の同居又は近居を開始していること。</p> <p>(3) 申請に係る親世帯、子世帯の全員に町税等の滞納がないこと。</p> <p>(4) 補助金の交付を受けた日から5年以上町内に居住する見込みがあること。</p> <p>(5) 建築基準法、その他関連法令に基づき適正に建築された住宅であること。</p> <p>(6) 保存登記又は所有権移転登記を終えた住宅であること。</p>
対象経費	<p>平成30年4月1日以降でかつ、申請日より過去1年以内を取得(登記完了)した住宅に係る建築工事請負契約金額又は売買契約金額とする。</p>
補助金額	<p>消費税及び地方消費税の額を除く、住宅取得に要した費用に対し、20万円とする。</p>
交付申請	<p>1 申請時期 当該年度において、広報等による告知で募集を開始した日から12月末日の開庁日までに申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>(2) 住宅取得の支払いを証する領収書等の写し</p> <p>(3) 当該家屋の全体の写真(日付を入れること)</p> <p>(4) 戸籍謄本等、親子関係が証明できる書類</p> <p>(5) 建物登記簿の全部事項証明書の写し</p> <p>(6) 建築確認の検査済証の写し</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>